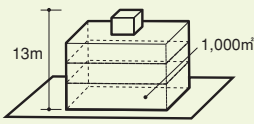
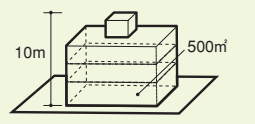
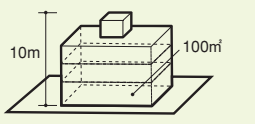


# IV 景観計画の区域における行為の制限に関する事項

## 1 届出の必要な行為

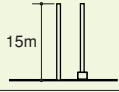
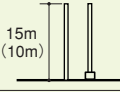
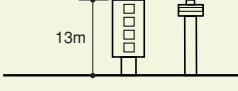
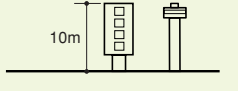


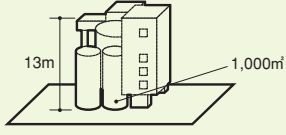
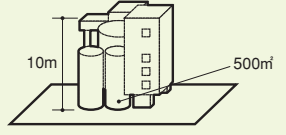
次に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法の規定による届出が必要となります。  
 (※国の機関又は地方公共団体は、通知が必要となります。)

### (1) 建築物

行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第1種・第2種特定区域
建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	地盤面からの高さ13m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの 	地盤面からの高さ10m 又は建築面積500㎡を超えるもの 	地盤面からの高さ10m 又は建築面積100㎡を超えるもの (戸建専用住宅を除く。) 
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡		
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が10㎡		

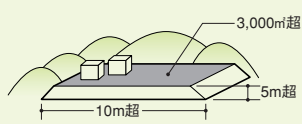
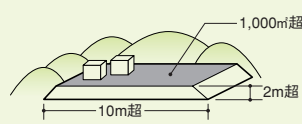
※建築物の高さは、塔屋などがある場合は、当該高さを含んだ高さとなります。

### (2) 工作物

行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第1種・第2種特定区域
工作物の新設 又は移転 (右記の規模を 超えることと なる増築又は 改築を含む)	①鉄筋コンクリート造の柱、 鉄柱、木柱その他これ らに類するもの 	高さ15mを 超えるもの	高さ15mを超えるもの (第1種特定区域にあっては、高さ10m) 
	②煙突(支枠及び支線が あるものについては、こ れらを含む。)その他こ れに類するもの	高さ13mを超えるもの	高さ10mを超えるもの
	③装飾塔、記念塔その他 これらに類するもの(屋 外広告物及び屋外広 告物を掲出する物件を 除く。)		
	④高架水槽、サイロ、物 見塔その他これらに類 するもの		
	⑤ウォーターシュート、コー スター、メリーゴーラウ ンド、観覧車その他これ らに類する遊戯施設		
	⑥アスファルトプラント、コン クリートプラント、クラッ シャープラントその他こ れらに類するもの	高さ13m又は築造面積1,000㎡ を超えるもの 	高さ10m又は築造面積500㎡を超えるもの 
	⑦自動車車庫の用途に 供するもの		
	⑧汚物処理場、ごみ焼却 場その他の処理施設 の用途に供するもの		
	⑨上記①～⑧に掲げる 工作物のうち、建築物 と一体となって設置さ れるもの	建築物の上端から工作物の上端までの 高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上 端までの高さ13mを超えるもの(上記①に 掲げるものについては15mを超えるもの)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工 作物の上端までの高さ10mを超えるもの(上記①に掲げるもので第1種 特定区域以外にあっては15mを超えるもの)
	⑩自動販売機	(届出不要)	高さ1.5m(第1種特定区域に限る)

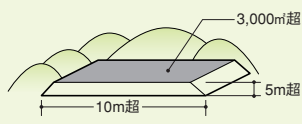
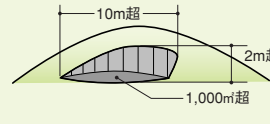
行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第 1 種・第 2 種 特 定 区 域
工作物の増築又は改築	前頁の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡を超えるもの		
工作物の外観の変更	前頁の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡を超えるもの		

### (3) 開発行為

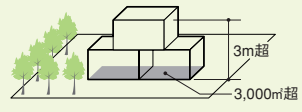
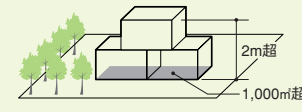
行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第 1 種・第 2 種 特 定 区 域
開発行為	行為地の面積3,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10mを超えるもの 	行為地の面積1,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの 	

### (4) その他

#### ① 土地の形質の変更

行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第 1 種・第 2 種 特 定 区 域
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積3,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10mを超えるもの 	行為地の面積1,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの 	

#### ② 物件の堆積

行 為	一 般 区 域	重 点 景 観 形 成 区 域	
		広 域 幹 線 沿 道 区 域	第 1 種・第 2 種 特 定 区 域
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積3,000㎡又は物件の堆積の高さが3mを超えるもの 	行為地の面積1,000㎡又は物件の堆積の高さが2mを超えるもの 	

### (5) 適用除外とする行為

届出の必要な行為であっても、景観法第16条第7項及び奈良県景観条例第9条第7項で定める行為にあっては、届出等の適用除外となります。

＜適用除外となる行為を以下に例示します。＞

#### ■ 行為の実施による景観への影響が短期的なもの

- 仮設の建築物の建築行為など。
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、期間が30日を超えて継続しないものなど

#### ■ 経済産業活動に伴い行われる行為で、景観に悪影響を及ぼさないもの

- 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更など

#### ■ 他の法令により良好な景観形成のための措置が講じられているもの

- 奈良県屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告物の掲出等する行為など
- 自然公園法及び奈良県立自然公園条例の規定に基づく許可等を受けて行う行為など
- 奈良県風致地区条例の規定により許可等を受けて行う行為など
- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の規定による許可等を受けて行う行為など

#### ■ 文化財としての価値を維持するためのもの

- 文化財保護法の規定により許可等を受けて行う行為など

(※適用除外となる行為の詳細については、奈良県風致景観課へ問い合わせ下さい。)

## 2 景観形成の基準

景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準は、次のそれぞれの区域の基準とします。なお、この基準は、全ての項目が一律に適用されるのではなく、行為地における景観の現状や行為の内容により、運用される項目が異なることがあります。

また、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。

- (ア) 建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの
- (イ) 既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更
- (ウ) その他特別に配慮する必要があるもの

### 一般区域・広域幹線沿道区域

一般区域及び重点景観形成区域のうち広域幹線沿道区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

行為	事項	基準
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>※1</sup> からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	(一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。 (広域幹線沿道区域) 6 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。
	形態及び意匠	(一般区域及び広域幹線沿道区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 歴史的街並みや集落又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 <sup>※2</sup> は、原則として、露出させないようにする。こと。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。 商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。 (広域幹線沿道区域) 7 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域又はこれらの地域及び歴史的な遺産の周辺にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。こと。
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 <sup>※3</sup> は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。
移転等 工作物の新設又は	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう配慮した配置及び高さとする。こと。 3 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。

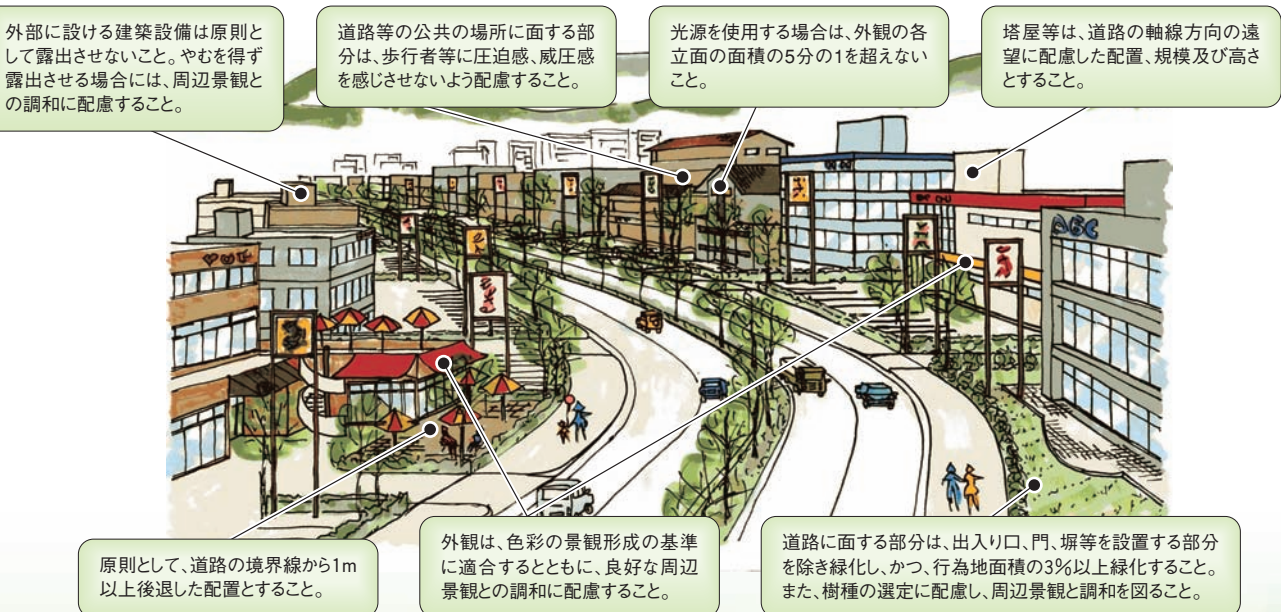
※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良県景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

※3 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

行為	事項	基準
工作物の新設又は移転等	形態及び意匠	1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮すること。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えないこと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮すること。
緑化	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 <sup>*3</sup> は行為地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮すること。
	方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉱物の掘採にあっては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
	方法	1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
物件の堆積	方法	1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

【広域幹線沿道の景観形成イメージ】



# 第1種特定区域・第2種特定区域

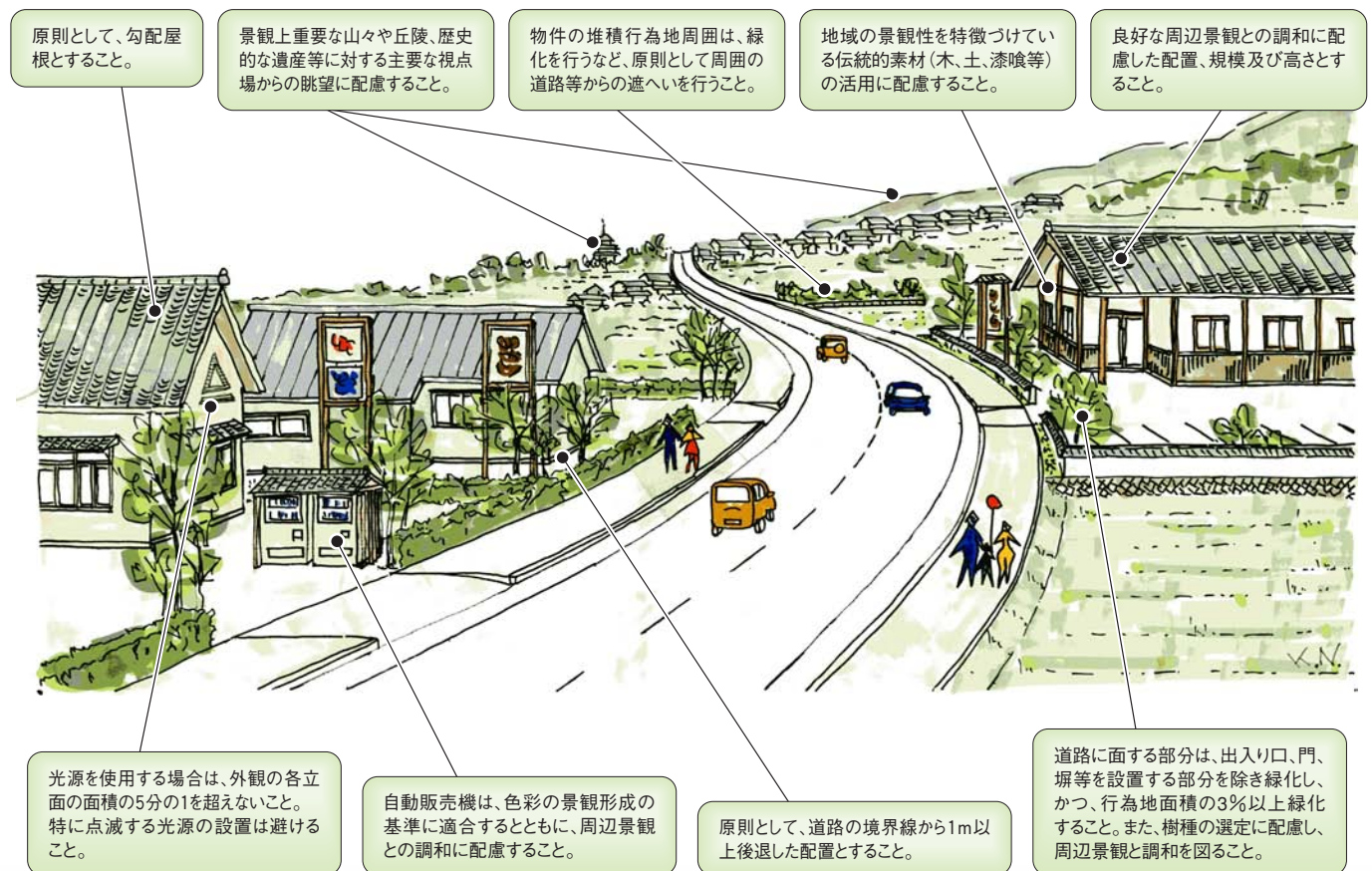
第1種・第2種特定区域の景観形成の基準は、次の共通事項とそれぞれの対象行為の事項とします。

行為	事項	基準
共通		1 景観上重要な山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 <sup>*1</sup> からの眺望に配慮すること。 2 地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。 3 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
建築物の新築又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並み等街路景観が整っている地域にあっては、周辺との連続性に配慮した配置とする。こと。その他の地域にあっては、原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
	形態及び意匠	(第1種・第2種特定区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 塔屋等は、道の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。こと。 3 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上など外部に設ける建築設備 <sup>*2</sup> は、原則として、露出させないようにする。こと。やむを得ず露出させる場合には、建築物本体及び良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。こと。 (第1種特定区域) 6 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。 7 原則として、勾配屋根とする。こと。 <sup>*3</sup> (第2種特定区域) 8 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。 2 地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。こと。 <sup>*3</sup>
	緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 <sup>*4</sup> は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。
工作物の新設又は移転等	配置、規模及び高さ	1 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。こと。 3 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。
	形態及び意匠	(第1種・第2種特定区域) 1 良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。 2 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とする。こと。 (第1種特定区域) 3 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。 (第2種特定区域) 4 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置や量等に配慮する。こと。商業地域以外の地域にあっては、その光源等が形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない。こと。又特に高さ5mを超える点滅する光源の設置は、原則として、避ける。こと。
	色彩	1 色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
	素材	1 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量等に配慮する。こと。
緑化	1 行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き、樹木等により緑化し、かつ、行為地内の緑化面積 <sup>*4</sup> は行為地面積の3%以上とする。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。	
開発行為	方法	1 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。こと。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。こと。 3 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮する。こと。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用する。こと。 5 堀・柵等を設ける場合にあっては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。こと。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。こと。

行為	事項	基準
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉱物の掘採にあつては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
		1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

- ※1 主要な視点場とは、「まほろば眺望スポット百選」等に定められたもの、奈良県景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。
- ※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。
- ※3 主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く。
- ※4 緑化面積とは、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定の例により算定した植栽面積をいう。

## 【第1種特定区域の景観形成のイメージ】



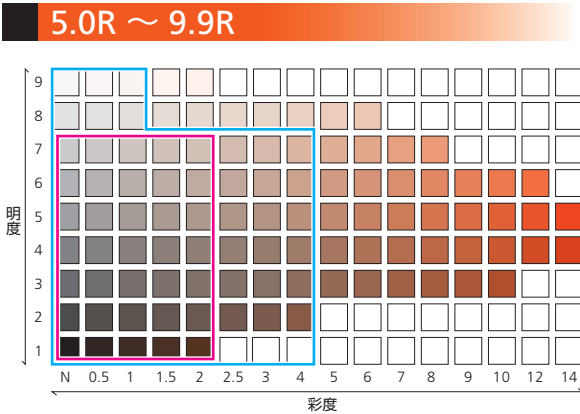
# 色彩に関する基準

## ● 色彩基準の考え方

色彩基準は、日本工業規格 [JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示] (マンセル表色系) を尺度として定めます。

### 商業系地域の例

● マンセルによる規制のイメージ



凡 例

- 外壁基調色の許容範囲
- 屋根基調色の許容範囲

<b>色相</b>	色相はいろあいを示すもので、赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) の5色相を基本に、さらに中間に黄赤 (YR)、黄緑 (YG)、青緑 (BG)、青紫 (BP)、赤紫 (RP) を配して10色相で表します。
<b>明度</b>	明度は明るさを示すもので、その度合いを0から10までの数値で表します。
<b>彩度</b>	彩度は鮮やかさを示すもので、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。大きいものほど鮮やかな色を示します。

(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

## ● 色彩基準適用区分の考え方

一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域における色彩基準適用区分と区分ごとの色彩基準の考え方は、以下のとおりとします。

景観づくりの基本方針の区分	色彩基準適用区分	都市計画による区分	区分ごとの色彩基準の考え方	
			外壁等基調色	屋根基調色
市街地景観	住居系地域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	暖かく落ち着いた住宅地のまちなみを保全・創出する基準	暖かさや落ち着いた中にも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準
	工業系地域	準工業地域 工業地域 工業専用地域	整然とした端正な工業地のまちなみを保全・創出する基準	暖かさや落ち着いた中にも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準
	商業系地域	近隣商業地域 商業地域	賑わいの中にも品格や秩序のあるまちなみを保全・創出する基準	賑わいの中にも品格や秩序のある屋根景観を保全・創出する基準
自然・風土景観	自然系地域	上記以外の地域 (市街化調整区域・都市計画区域外)	自然景観に融和し、自然が引き立つ色彩景観を保全・創出する基準	緑や山並みの中に融和した屋根景観を保全・創出する基準

重点景観形成区域のうち第1種特定区域については、上記の考え方に加えて、次の考え方により色彩基準を定めます。

- 一般の建築物や工作物は、地域の民家などにみられるような落ち着いた色彩を誘導します。
- アクセント色の制限など、効果が実感できる先導的な色彩基準を設定するとともに、屋外広告物や自動販売機など多様な景観要素の総合的な色彩調整を図ります。

※色彩に関する詳細は、「奈良県景観色彩ガイドライン」をご覧ください。

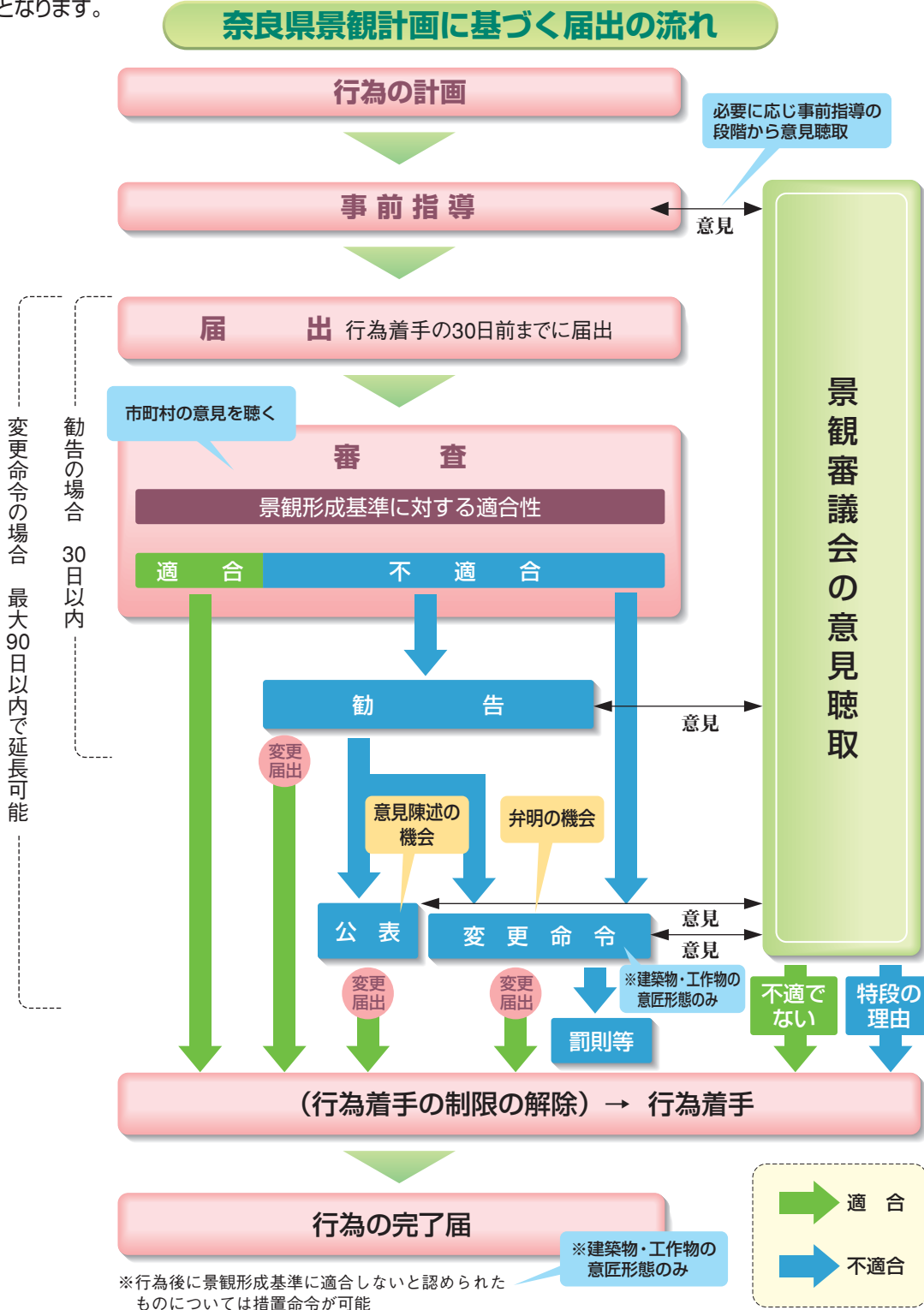
## 基準の適用除外

- 地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができます。
- 木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができます。
- 他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができます。
- 以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。
  - (ア) 建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの。
  - (イ) 既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更。
  - (ウ) その他特別に配慮する必要があるもの。

# V 届出手続き

## 1 届出フロー図

景観計画区域内において一定の規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発等の行為をしようとする場合には、届出が必要となります。



●届出の提出及び問い合わせは、奈良県風致景観課になります。(奈良市、橿原市、明日香村は当該市、村に問い合わせ下さい。)

奈良県くらし創造部 景観・環境局 風致景観課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL：0742-27-8756(直通) FAX：0742-22-8275

詳しくはホームページ [奈良県風致景観課](#) を検索して下さい

## 2 届出添付書類

<行為の届出> ●届出書は正・副の2部提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等		1 景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 3 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 4 チェックシート 5 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	左に同じ
付近見取図	規格 図書に記載する内容	縮尺1/2,500以上 1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物(周辺の状況を示す) 5 行為地の位置	左に同じ	左に同じ
現況平面図	規格 図書に記載する内容		縮尺1/2,500以上 1 縮尺 2 方位 3 行為地の区域 4 周辺の土地利用の現況及び地形 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 断面図に係る断面の位置及び方向 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向	
現況写真	規格 図書に記載する内容	カラー写真 行為の場所及びその周辺の状況(複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと)	左に同じ	左に同じ
計画平面図	規格 図書に記載する内容	縮尺1/100以上 1 縮尺 2 方位及び寸法 3 建築設備、屋根勾配及び形状 4 屋根等の仕上げ(素材を示す) 5 屋根、屋上の彩色を施す(色彩(マンセル表色系による表示)を示す) 【※陸屋根等で屋根仕上げが外部から見えない場合に限り屋根伏図を添付。各階平面図は不要。】	縮尺1/100以上 1 縮尺 2 方位 3 断面図に係る断面の位置及び方向 4 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 5 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 6 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
配置図	規格 図書に記載する内容	縮尺1/100以上 1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7 外構施設の位置、材料及び面積 8 現況写真の撮影位置及び撮影方向		1 縮尺 2 方位 3 行為地の形状及び寸法 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 堆積する物件の位置、種類及び規模 6 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
断面図	規格 図書に記載する内容		縮尺1/100以上 1 縮尺 2 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断	
立面図	規格 図書に記載する内容	縮尺1/50以上 1 縮尺 2 各面の方位及び寸法 3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4 屋根、壁面等の仕上げ(素材を示す) 5 屋根、壁面の彩色を施す(色彩(マンセル表色系による表示)を示す)		

※その他必要と認める図面及び書類

<事前の助言> ●届出をしようとする者は、事前に助言(協議)を求めることができます。届出書(事前助言の申請書)は1部提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
申請書等		1 届出を要する行為に係る事前助言の申請書(第4号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 3 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 4 チェックシート 5 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 届出を要する行為に係る事前助言の申請書(第4号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	左に同じ
付近見取図		添付図書、規格、記載内容は、上記「行為の届出」に同じです。		
現況平面図				
現況写真				
計画平面図				
配置図				
断面図				
立面図				

※その他必要と認める図面及び書類

<行為変更の届出> ●行為の計画内容が変更した場合は、あらかじめ変更届出が必要です。届出書は正・副の2部提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等		1 景観計画区域内における行為の変更届出書(第2号様式) 2 建築物概要書(別紙1)(建築物の場合) 3 工作物概要書(別紙2)(工作物の場合) 4 チェックシート 5 委任状(設計者等に代理委任する場合)	1 景観計画区域内における行為の変更届出書(第2号様式) 2 開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の変更並びに屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積概要書(別紙3) 3 チェックシート 4 委任状(設計者等に代理委任する場合)	左に同じ
付近見取図		添付図書、規格、記載内容は、上記「行為の届出」に同じです。 変更内容が分かるよう、該当する変更前・後の図面等を添付して下さい。		
現況平面図				
現況写真				
計画平面図				
配置図				
断面図				
立面図				

※その他必要と認める図面及び書類

<完了届出> ●行為が完了した場合は、遅滞なく完了届を提出して下さい。届出書は1部提出して下さい。

		建築物の建築等・工作物の建設等	開発行為・土地形質の変更	物件の堆積
届出書等		1 行為完了届出書(第6号様式) 2 委任状(設計者等に代理委任する場合)		
現況写真	規格 図書に記載する内容	カラー写真 建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を示す写真		
配置図	規格 図書に記載する内容	縮尺1/100以上 写真の撮影位置及び撮影方向		

※その他必要と認める図面及び書類

<公共団体の通知> ●国の機関又は地方公共団体は通知が必要です。通知書は1部提出して下さい。(景観計画区域内における行為の通知書(様式第3号))

※行為の規模が大きいため、表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じた縮尺の図面に変えることができます。

※届出書等の用紙は奈良県のホームページからダウンロードできます。

奈良県景観計画 概要版 ~美しく風格のある奈良の創造~

平成21年5月発行